第二十八条第一項の表第七十八条第一項の項を次のように改める。

第七十八条第一項	災害	原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）
	第五十条第一項第四号から第九号まで	原子力災害対策特別措置法第二十六条第一項第四号から第八号まで
	防災業務計画	原子力災害対策指針又は防災業務計画

第二十八条第一項の表第九十五条の項を次のように改める。

第九十五条	第二十八条第二項の規定による非常災害対策本部長の指示又は第二十八条の六第二項の規定による緊急災害対策本部長の指示	原子力災害対策特別措置法第十五条第三項の規定に基づく内閣総理大臣の指示又は同法第二十条第二項の規定に基づく原子力災害対策本部長の指示

第二十八条第二項の表第二十三条第四項の項及び第二十三条第六項の項を削る。

第二十八条第二項の表第六十二条第一項の項及び第六十二条第二項の項を次のように改める。

第六十二条第一項	災害が発生し、又はまさに発生しようとしているとき	原子力緊急事態宣言があつた時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において
	地域防災計画	原子力災害対策指針若しくは地域防災計画
	消防、水防、救助その他災害の発生を防禦し、又は災害	消防、救助その他原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）
第六十二条第二項	災害が発生し、又はまさに発生しようとしているとき	原子力緊急事態宣言があつた時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において
	地域防災計画	原子力災害対策指針又は地域防災計画

第二十八条第二項の表第七十条第一項及び第二項の項を次のように改める。

第七十条第一項及び第二項	災害が発生し、又はまさに発生しようとしているとき	原子力緊急事態宣言があつた時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において
	地域防災計画	原子力災害対策指針若しくは地域防災計画

第二十八条第二項の表第七十七条第一項及び第八十条第一項の項を次のように改める。

第七十七条第一項及び第八十条第一項	災害が発生し、又はまさに発生しようとしているとき	原子力緊急事態宣言があつた時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において
	防災計画	防災計画若しくは原子力災害対策指針

第二十八条第二項の表第七十七条第一項及び第八十条第一項の項の次に次のように加える。

第八十条第二項	防災計画	防災計画若しくは原子力災害対策指針

第二十八条第三項の表第十四条第二項第三号の項の次に次のように加える。

第二十三条第四項	当該都道府県地域防災計画又は	原子力災害対策指針又は当該都道府県地域防災計画若しくは
	災害予防及び災害応急対策	原子力災害予防対策（原子力災害対策特別措置法第二条第六号に規定する原子力災害予防対策をいう。以下同じ。）、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策
第二十三条第六項	災害予防又は災害応急対策	原子力災害予防対策、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策

第三十条第一項中「文部科学省及び経済産業省」を「内閣府」に改め、同条第二項中「文部科学大臣又は経済産業大臣」を「内閣総理大臣」に改め、及び第八条第一項に規定する原子力防災組織の設置」を削る。

第三十一条及び第三十二条第一項中「主務大臣」を「内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣」に、「関係隣接都道府県知事」を「関係周辺都道府県知事」に改める。

第三十四条及び第三十五条を削り、第三十六条を第三十四条とし、第三十七条を削り、第三十八条を第三十五条とし、第三十九条を第三十六条とする。

第四十条中「又は第十一条第六項」を「、第十一条第六項又は第十三条の二第二項」に改め、第七章中同条を第三十七条とする。

第四十一条第五号中「第三十一条」を「第十三条の二第一項又は第三十一条」に改め、同条を第三十八条とし、同条の次に次の一条を加える。

第三十九条　第二十七条の四第一項の規定による市町村長又は同条第二項の規定による警察官若しくは海上保安官の禁止若しくは制限又は退去命令に従わなかった者は、十万円以下の罰金又は拘留に処する。

第四十二条中「前二条」を「第三十七条又は第三十八条」に改め、同条を第四十条とする。

第五十五条　原子力災害対策特別措置法の一部を次のように改正する。

第二条第三号ロ中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改め、同号中へをトとし、ハからホまでをニからへまでとし、ロの次に次のように加える。

ハ　規制法第四十三条の三の五第一項の規定に基づく発電用原子炉の設置の許可（規制法第七十六条の規定により読み替えて適用される同項の規定による国に対する承認を含む。）を受けた者

（原子力災害対策特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

第五十六条　この法律の施行の際現に附則第五十四条の規定による改正前の原子力災害対策特別措置法第十六条第一項の規定により設置されている原子力災害対策本部は、附則第五十四条の規定による改正後の原子力災害対策特別措置法第十六条第一項の規定により設置された原子力災害対策本部とみなす。

（独立行政法人放射線医学総合研究所法の一部改正）

第五十七条　独立行政法人放射線医学総合研究所法（平成十一年法律第百七十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第十七条」を「―第十九条」に、「第十八条・第十九条」を「第二十条・第二十一条」に改める。